

改正	現行
<p>1 ～ 3 【略】</p> <p>4 (1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 精算時</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 【略】</p> <p>(ア)「洋式トイレ」を設置した場合について            差額上限は <u>2,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。            (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>4,000</u> 円／(2基・月)とする。)</p> <p>(イ) 【略】</p> <p>(ウ) 【略】</p> <p>ウ 【略】</p> <p>エ 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>附 則            この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</u></p>	<p>1 ～ 3 【略】</p> <p>4 (1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 精算時</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 【略】</p> <p>(ア)「洋式トイレ」を設置した場合について            差額上限は <u>2,300</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。            (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>4,600</u> 円／(2基・月)とする。)</p> <p>(イ) 【略】</p> <p>(ウ) 【略】</p> <p>ウ 【略】</p> <p>エ 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>附 則            この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則            この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。</p>